

# タイにおける植物品種保護

Rouse & Co. International (Thailand) Ltd.

Fabrice Mattei



Rouse & Co. International は1990年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界13カ国に計16の拠点を有し、600名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィスは(バンコク)は2000年設立。2013年にはミャンマーにもオフィスを開設している。Mattei氏はタイおよびミャンマーオフィスの代表であり、弁護士としても数多くの訴訟を代理している。

タイは種苗の主要生産国であり輸出国である。タイには種苗業にかかわる企業が約85社(種苗の輸入業者が20社、種苗の輸出業者が37社、輸出入両方を行う業者が28社)ある。このうち約30%が1000万バーツ(約3700万円)以上を投資している。本稿はタイの種苗研究機関および企業が利用可能な主な知的財産権を概観するとともに、バイオプロスペクティング問題を検討する。

植物品種保護法(B.E. 2542(1999))の施行は、タイにおける研究開発を推進してきた。例えば、オランダに拠点を置くイーストウェスト・シード・グループは、6000万バーツをかけた研究開発本部の所在地としてタイを選んだ。これはこの種の民間施設としては、タイで最も近代的なものである。

## ■ 利用可能な知的財産保護の形態

伝統的な繁殖法または現代の分子修飾による新しい植物品種の開発は、時間、資金、努力を要する。研究開発費用を回収するため、育成者は新品種について排他的権利、特許権、植物品種または営業秘密の保護を得ようとする。

### (1) 植物品種に関する特許保護

タイ特許法は、明示的に自然発生する微生物及びそれらの成分、動物、植物、または動物もしくは植物からの抽出物について特許権付与を禁じている(タイ特許法(B.E. 2522)第9条(11))。しかし、以下の場合、製法および植物の遺伝子配列に特許権を付与することは可能である。

- (i) 特許が植物の生産のための非本質的に生物学的なプロセスを請求している場合、当該特許により付与される保護は特許プロセスにより直接得られる植物すべてに及ぶ。
- (ii) 特許が DNA 配列（例えば遺伝子またはベクター）をクレームしている場合、当該特許により付与される保護は、特許された DNA 配列が導入され、機能する一切の物質に及ぶ。かかる物質には植物品種が含まれる可能性は十分ある。

## (2)植物品種保護法

タイの植物品種保護法（B.E. 2542 (1999)）は、1999年11月26日に施行された。植物品種には、新しい植物品種と、既存の植物品種の2種類がある。

新植物品種：例えば、遺伝子組み換えによって、ある植物の遺伝子と細胞を組み換えて、親品種よりも繁殖力が高くなった新品種は、その生物学的安全性が証明されて初めて新植物品種保護が与えられる。新品種が登録を得るには以下の基準を満たしていなければならない。

- (i) 顕著性
- (ii) 均質性
- (iii) 安定性

保護を受ける関係上、新品種はタイ国内外で商業化されてから2ヶ月以内にタイで植物品種保護を申請しなければならない。保護期間は植物の性質により異なる。一年生作物の場合は12年間、多年生作物の場合は17年間、樹木の場合は27年間である。

タイの植物品種保護法において、「育成者」とは、品種を作り出し、または開発し、その結果新しい品種を獲得した者、と定義している。この定義は幅広く、農家も含まれる。

既存の植物品種：既存の植物品種には以下が含まれる。

- (i) 一般的国内植物品種：地域で開発された、新品種として登録されたことはない植物品種のこと。地域植物品種を排他的に保全し、または開発してきたコミュニティは、植物品種保護を求めることができる。このコミュニティは植物品種保護法に基づき、育成者と同じ権利を享受する。登録後、これらの品種にアクセスするには当該コミュニティの承諾が必要になる。この保護は生物多様性条約のガイドラインに従ったものである。
- (ii) 地域国内植物品種：地域国内植物品種とは、農家に広く使用され、その国を起源とする品種をいう。これらは新植物品種でも、一般的国内植物品種でも、野生植物品種でもない。
- (iii) 野生植物品種：野生品種は、自然の生態系に生息し、培養されたことのない品種をいう。これらの品種またはその一部を商業利用する者は、関連当局から許可を得て、料金および利益分配の交渉をしなければならない。この植物の利用から得た収入は、関連当局に支払われなければならない。

素材移転契約に必須の標準素材移転契約は、さまざまな機関がひな型として利用している。新植物品種の登録所有者は、新植物品種を繁殖させ、販売し、頒布し、輸入し、輸出する権利等の多数の排他的権利を有する。

### (3) 営業秘密保護

タイでは営業秘密は、営業秘密法（B.E. 2545 (2002)）で保護される。

保護対象となる営業秘密には、製法、食品の調製法、農林水産業関連産業、技術など幅広い技術ノウハウおよび情報が含まれる。営業秘密法に基づく保護を受けるには、営業秘密は以下の条件を満たしていなければならない。

- (i) 機密性ゆえに商業的価値を有すること
- (ii) 公知ではないこと、またはかかる物を日常的に扱う一般市民に知られていないこと

(iii) 合法的な管理者または所有者が機密性を維持するために適切な措置を講じていること

## ■ バイオプロスペクティングおよび利益の共有

生物多様性プロスペクティングすなわちバイオプロスペクティングとは、生物多様性ならびに商業的に価値ある遺伝的・生化学的リソースについての先住民の知識の発掘、抽出、選別を行うことをいう。二国間のバイオプロスペクティング協定は、1992年の生物多様性条約（タイも加盟国である）に準拠する。植物品種保護法は、植物品種保護の申請者と利用者にさまざまな義務を課している。その要約は以下のとおり。

### ・ 出所の開示

遺伝物質の出所の開示は、植物品種が本当に新規で、既存の公知の品種を無断利用したものでないかどうかを判断する上で重要な要因である。またそれは、新品種の開発に関与または貢献した当事者に、そこから得られる恩恵について取り分を請求する機会を確保する。

植物品種法によれば、遺伝物質の出所に関する情報は保護申請に含めなければならない。しかし同法は、当該植物品種が伝統的品種から開発された場合、地域コミュニティまたは先住民を代理する当局の事前同意を登録申請に添付することを義務付けていない。

### ・ 商業目的の場合の利益共有

タイ植物品種法は、地域国内植物品種から得た遺伝物質が、新植物品種の商業目的での繁殖に使用されている場合、利益分配を行うことを定めている。一般的国内植物品種または野生植物品種が商業目的で使用される場合は、植物品種保護申請は利益分配合意の締結を義務付けている。

### ・ 商業目的の研究の場合の事前同意

品種開発、教育、実験、または商業的な研究のために、一般的国内植物品種、野生植物品種、またはこれらの植物品種の一部を採取、調達、収集する者は、関連当局から事前合意を取得するとともに、植物品種保護基金（Plant Varieties Protection Fund）と利益分配契約を締結しなければならない。

地域国内植物品種の場合は、登録証書が交付されたコミュニティと利益分配契約を締結しなければならない。

### ■ まとめ

農林水産業はタイの経済成長の基盤をなす。1961年の第1次国家社会・経済開発計画（National Social and Economic Development Plan）以来、タイの歴代政権は農林水産業を近代化し、農林水産品加工、食品、農林水産業関連産業の拡大に貢献してきた。こうした努力により、タイは冷凍エビ、ツナ缶、パイナップル缶で世界最大の輸出国となり、農林水産業関連産業で重要なプレーヤーとなってきた。このことは、The Charoen Pokphand Group と Monsanto Company などの多国籍企業との大規模共同事業を通じて成長してきた。

タイ政府は、現代の農林水産業バイオテクノロジーを導入することが、生産性を高め、農林水産業におけるタイの相対的優位性を高め、タイを「世界の台所」にする最も効率的な方法だと理解している。しかし、タイ農林水産業の近代化にはさまざまな障害がある。これには農林水産業バイオテクノロジーに関する長期的な政策の欠如、現在の遺伝子組み換え植物の野外試験の禁止、遺伝子組み換え生物（LMO）の輸入禁止、NGOの強力な反対を受けた政治上の問題、適切なバイオセーフティ立法の遅れ、遺伝子組み換え作物（GMO）がタイの農林水産業生産と消費パターンに甚大な変化をもたらすという世論の不安などがある。

### ■ 参考情報

- ・ タイ特許法 第9条

- ・タイ種苗法
- ・タイ営業秘密法

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)